

**武蔵野市ごみ収集の在り方等検討委員会
報告書
(案)**

平成 29 年 3 月
武蔵野市ごみ収集の在り方等検討委員会

目次

I.	総論	1
1.	目的	1
2.	主な論点	1
3.	委員構成	1
4.	設置期間	1
5.	武藏野市一般廃棄物処理基本計画の基本方針	1
6.	武藏野市一般廃棄物処理基本計画における検討課題の位置づけ	2
II.	考え方	3
1.	現状	3
2.	市民の責務	3
3.	行政の責務	3
4.	課題意識	3
5.	課題に対する姿勢	4
6.	るべき姿	4
III.	課題	6
1.	事業の意義の再確認	6
2.	一般廃棄物の処理についての責務	6
3.	店頭回収及び新聞販売店の自主回収	6
4.	集団回収	7
5.	行政収集	8
6.	総合的な検討の必要性	8
	<コラム>拡大生産者責任について	9
IV.	検討結果	10
1.	総括	10
2.	店頭回収及び新聞販売店の自主回収	10
3.	集団回収	10
4.	行政収集	10
V.	見直しの方向性	11
1.	見直しの方向性	11
2.	今後の進め方	11
VI.	市民会議委員及び活動内容	
1.	武藏野市ごみ収集の在り方等検討委員会 委員一覧	12
2.	武藏野市ごみ収集の在り方等検討委員会の協議内容	13

I. 総論

1. 目的

平成 26 年度(2014 年度)に策定した「武藏野市一般廃棄物処理基本計画」に基づき環境負荷及びごみ処理費用の低減に資する資源ごみの収集及び集団回収・店頭回収の在り方等について、総合的な検討を行うため、武藏野市ごみ収集の在り方等検討委員会を平成 28 年(2016 年)1 月に設置しました。

2. 主な論点

ごみの収集の在り方等検討委員会の設置にあたって、論点として設定された項目は以下のとおりです。

- ①環境負荷及びごみ処理費用の低減に資する資源ごみの収集頻度及び分別区分の見直しに関すること。
- ②資源ごみの収集頻度を減じた場合の資源ごみ発生量の削減効果に関すること。
- ③集団回収・店頭回収・拠点回収等の普及が資源ごみの行政収集に及ぼす影響に関すること。
- ④集団回収の見直し及び店頭回収等を支援する施策の創出に関すること。

3. 委員構成

委員会の委員は、市民、事業者、学識経験者及び市職員からなる 18 名で構成される。(委員構成は、P12 「ごみ収集の在り方等検討委員会 委員一覧」 のとおり。)

4. 設置期間

任期 : 平成 28 年(2016 年)1 月 20 日から平成 29 年(2017 年)3 月 31 日まで。

(当初、任期を平成 28 年 8 月 31 日までとしたが、設置期間の延長を行った。)

5. 武藏野市一般廃棄物処理基本計画の基本方針

基本方針

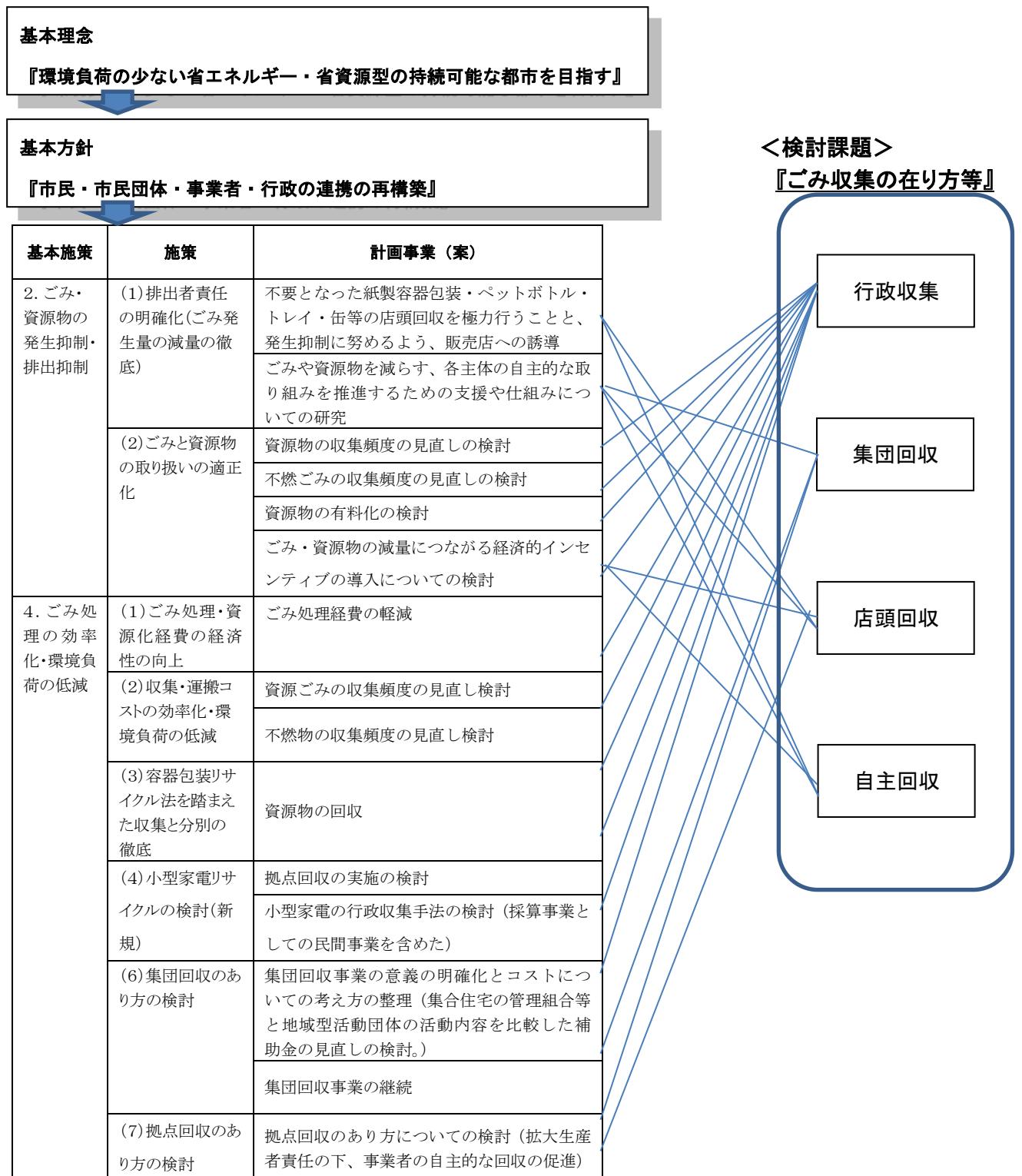
『市民・市民団体・事業者・行政の連携の再構築』

一般廃棄処理基本計画の基本方針において、「計画の推進にあたり、市民・市民団体・事業者・行政が、それぞれの責務を果たすとともに、効果的な連携・補完が可能となるよう、相互の関係を再構築することを基本方針とし、ごみの発生抑制・排出抑制・資源化に努め、基本理念の達成を図っていくものとします。」と記載されています。(＊下線は事務局追記。)

ごみ収集の在り方等検討委員会における検討においても、同様に、基本方針となる考え方です。

6. 武蔵野市一般廃棄物処理基本計画の体系における検討課題の位置づけ

本検討委員会の検討課題は、一般廃棄物処理基本計画における計画の体系において、以下のように位置づけられます。



*「武蔵野市一般廃棄物基本計画 4-2 計画の体系」の該当部分を抽出し、それに基づき作成。

II. 考え方

1. 現状

資源ごみの収集・回収については、行政収集以外でも、集団回収や店頭回収といった回収手法が併存しています。集団回収は行政の補助事業である一方で、店頭回収や新聞販売店の自主回収は事業者の自主事業として実施されています。このことも含めて、家庭から排出される資源ごみは処理されています。

2. 市民の責務

ごみの収集・回収について検討するにあたっての常に留意すべき点は、家庭より排出されるごみの排出者は市民であることです。よって市民の主体的な取り組みにより、適正な排出が行われなければならないと考えます。

3. 行政の責務

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」という。）において、市民から排出される一般廃棄物の処理は、行政にその責務があります。行政の責務とは、市民から発生した一般廃棄物の処理を、市民の租税等を基に行政が責任をもって行うものです。行政の責務は、その根拠として市民の生活があり、それは一続きのものです。このことについて、常に意識する必要があります。

また、資源ごみの収集について、行政だけでなく、事業者等による回収も行われています。行政以外の事業についても、そもそも行政の責務を踏まえ、まずは総合的な位置づけを行い、行政としての適切な対応を検討する必要があると考えます。

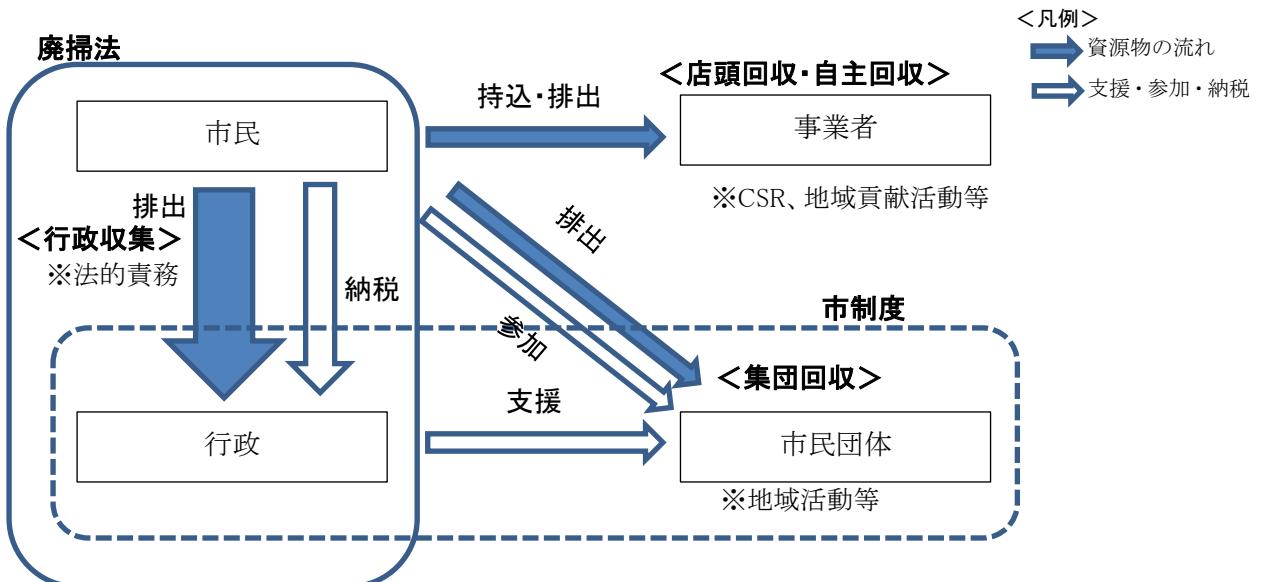
4. 課題意識

市民から排出されたごみは、主としては行政収集により回収されています。しかし、あわせて、市民団体による集団回収、そして、事業者による店頭回収や自主回収によっても回収されています。そのため、資源ごみの収集・回収について、行政の事業以外の事業者の回収も含めて資源ごみの処理フローを総合的に捉えることが必要です。

特に事業者の活動については、当たり前のことと捉えられがちであるが、市民からの適正な排出を支援する自主的な取り組みであることについて、積極的に評価すべきものと考えます。

市民・市民団体・事業者・市の活動により、市民のごみの排出は支えられていることを前提として各主体の前向きな活動を促進するために、ごみ収集の在り方等について検討することを本委員会の課題意識とします。

＜参考：武蔵野市における市民から排出された資源物収集・回収の主体のイメージ＞



5. 課題に対する姿勢

行政施策は、社会的課題の解決のために、導入され、実施されてきました。

しかし、事業を取り巻く制度や市民の意識は変化しています。ゆえに、事業が課題の解決に資するものであるか、常にその意義を明らかにするよう努めなければなりません。また、既存の事業であっても、現時点での事業の意義及び効果を明らかにするなかで、事業実施の是非も含めてより良い在り方を検討し、必要な場合は見直す必要があると考えます。

また、事業者が行うものであっても、行政収集を補完する意義が認められるのであれば、支援制度等を創出すべきと考えます。

6. あるべき姿

資源ごみの収集・回収に関する望ましい取り組みは、各主体の前向きな活動によりごみ発生量の削減を行いながら、適正な分別が徹底されるというものです。誰もが、その立場に応じて、参加が可能です。そして、各主体は、自らの取り組みの効果を実感しながら、積極的に取り組みを行い、それが好循環となり、取り組みの質が向上していくものです。

また、個々の取り組みと共に、幅広い市民・事業者の参画によって、ごみ減量が果たされるものと考えます。そのためには、お互いの活動を理解し、認め合いながら、継続的に取り組みが行われていかなければなりません。各主体が相互に支え合いながら、ごみ減量という同じ目標を目指す活動の輪をつなげ、広げていくことを目指していきます。行政だけでなく、各主体の参画を通じて、市民全体での取り組みとする必要があります。

それらの取り組みは、総合的な観点からそれぞれの活動が位置づけられ、現状等についても踏まえることで、全体としての機能や各主体のモチベーション等についても高めていく仕組みとなっている必要があります。

現状の取り組みを踏まえながら、より良い制度に向けた、前向きな見直しの検討を行います。

<目標とする方向性>

- ① 取り組みについての意義が明らかである。
(市民：取り組みを通じて、ごみの現状を意識することで、ごみの減量・資源化、ひいてはごみの発生抑制に繋げていく。 事業者：事業活動に関わる資源物の回収を行うことで、市民の環境意識の高揚を図るとともに、行政収集の一端を補完し、地域への貢献を行う。)
- ② 誰もが参加でき、無理なく活動を続けることができる。
- ③ お互いの活動を理解し認め合うことで、各主体が取り組みに対するモチベーションを上げる。
- ④ ごみ減量という同じ目標を目指す活動の「輪」をつないでいく。
- ⑤ それぞれの活動を包括した視点に基づき、一体的に取り組みを進める。

III. 課題

1. 事業の意義の再確認

事業の意義を踏まえ、現在の事業の在り方を見直すと、様々な課題に気づきます。ごみの収集の在り方等検討委員会における検討を通じ、武藏野市のごみ収集の在り方等についての課題が明らかになりました。

2. 一般廃棄物の処理についての責務

武藏野市は、廃掃法に基づき、市民から排出される一般廃棄物の処理を行う責務を有しています。一般廃棄物の処理に関しては、市の責務を前提としながら、集団回収や、店頭回収、新聞販売店の自主回収が市民・事業者により行われています。それらの事業の意義について、市の責務の一部の補完という観点から、捉えなおす必要があると考えます。

また、一般廃棄物の処理に関して、市民、事業者、収集事業者、行政というそれぞれの立場で関与しています。このことについて、本来負うべき負担を誰かに肩代わりさせるのでは問題の解決にはつながりません。ゆえに、一方の立場に偏らず、それぞれの立場を考慮することが必要です。そのような考え方によってのみ、全体として最適な事業の在り方が創出されるものと考えます。

3. 店頭回収及び新聞販売店の自主回収

その様な視点で、スーパー等の店頭回収や新聞販売店の自主回収がどのように位置づけられてきたか振り返ると、多くの人に「企業の責任」という漠然とした印象でのみ捉えられてきた感があります。

例えば、スーパーが行っている店頭回収について、拡大生産者責任という言い方で取り組みの背景が説明なされる場合もあります。しかし、法的な責務という点では、スーパーが容器包装リサイクル法で求められる金銭的な負担を行った上で、なおかつ市民のための取り組みとして自動的に店頭回収を実施しています。店頭回収を行うスーパーにとっては、企業の環境に向けた取り組みとしてイメージアップにつながるものですが、人件費や回収ボックス設置に要する費用等、経費を負担する中で実施しています。また、買い物をする市民の利便性にかなうものです。このことは、行政収集を補完する機能であることを、行政、市民が認識したうえで、広く取り組まれることが望ましいものです。

また、新聞販売店の自主回収についても、法的責務がない中、行われています。販売店が商品を回収することは多くはありません。一般的に読み終わった本や雑誌の回収が書店で行われていないように、そのような回収が行われる品目は限られています。これらも市民の利便性にかなうものです。そして、同様に行政収集を補完する機能を有しています。

これらの取り組みについて強く認識しなければならないのは、店頭回収や新聞販売店の自主回収がなされていて「当たり前」なのではなく、実施する事業者が負担を負う中で回収が行われているということです。

しかし、上記に対し、企業の責任として「行うべき」取り組みであるから、事業者が「行わなければならない」という言い方がされる場合があります。このような視点が実は、取り組みの広がりを阻害してしまっているものと考えます。この視点に欠けているものは、

良い取り組みに対しては良いものとして正当に評価し、その活動がより活発になるよう促すことであり、法的責務を果たしてなお、経済的な負担を行ってまで取り組んでいる事業者の立場に考えを及ぼせることです。良いものは良いとまず評価し、お互い認め合うことから、望ましい取り組みを行う「やる気」につながります。そのことにより、取り組みは義務的なものから能動的なものに変化し、その望ましい取り組みも広がっていくものと考えます。例えば店頭回収は、主にスーパーで行われています。規模の大小はありますが、商店街、百貨店、コンビニ等も同じ小売業です。意義を共有し、前向きに取り組める環境が整えることができるのであれば、まだまだ、商店街、百貨店、コンビニ等においても店頭回収等の取り組みが広がる可能性があるのではないかと思います。

4. 集団回収

武藏野市において、集団回収制度は、資源物の再利用の推進及びごみの減量、ごみ問題に対する市民の関心を高めるために実施されてきました。当初は民間の事業として行われていたものを、昭和 53 年(1978 年)1 月、行政が集団回収実施団体へ補助金を支出する事業として開始されました。昭和 53 年度には隔週の古紙の行政収集も開始されています。このことは、焼却施設等の逼迫を背景とした可燃ごみの減量について、古紙の行政収集・集団回収を通じた資源化により果たすためのものでした。また、それまで、行政収集が行われていなかつた古紙を資源物として明確に位置づけ、周知することを意図したものです。平成 9 年度(1997 年度)には、古紙の行政収集が毎週行われるようになりました。クリーンセンターの建設や焼却灰のエコセメント化による最終処分場の延命等により、制度の背景は変化しています。

集団回収については、事業目的や効果を明確化する必要があると考えます。例えば、補助金額は資源物回収量に比例しており、それにより、資源物を多く集めるほど補助金が多くなります。そのため、補助金を取得することが目的化している傾向が見られます。一方でごみ減量・資源化の啓発等の取り組みは補助金額には反映されません。

また、集団回収の実施による行政コストの削減効果は不明確です。行政収集が毎週行われる中で、集団回収が行われているため、現状は、行政収集コストに上乗せして、集団回収の補助金を支出しています。集団回収事業の意義について、経費から算出した重量当たりのコストが行政収集コストより安いことをもって評価することが往々に行われています。本市は集団回収の実施の有無に関わらず、地域を網羅して行政収集を実施することが前提であるため、重量当たりのコストの単純な比較による評価はなじまないものであり、かつ、実態を反映していない一面的な評価と言わざるを得ないと考えます。

市民の関与が希薄な集団回収団体も増加しています。市民の関与は啓発につながるもので、例えば、管理人がごみ置き場を管理し、24 時間排出が可能な共同住宅では、住民は集団回収に関わっている意識があまりない場合があります。そして、回収事業者により回収されることで集団回収と位置付けられ、補助金がマンションの管理経費に充当されているような場合もあります。このような状況は、ごみの減量・資源化に向けた啓発という目的からはかい離したものと考えます。

5. 行政収集

行政収集については、平成 16 年度(2004 年度)戸別・有料化を行って以降、分別区分や収集頻度については大きな見直しは行われていません。分別区分や収集頻度は、市が直営で収集していたときの手法を前提としています。市が直営で収集していた際は全体の車両を割り振ることで収集を行っていました。収集業務の委託化により、分別区分毎に収集事業者へ委託され業務が行われていますが、個々の収集事業者が業務に必要な、曜日ごとの車両台数が大きく異なっています。このことについては、事業者の経営のなかで効率的な車両・人員の取り扱いがなされているものと考えますが、一方で、必要車両台数や処理量等、増減の幅が大きいことで、経営の負担となる要素を内在しています。

収集運搬コストの多くは人件費です。東日本大震災以降、人件費は上昇しています。平成 32 年(2020 年)東京オリンピック、パラリンピックに向けて当面、人件費の上昇が見込まれます。収集運搬コストの抑制するためには、分別区分や収集頻度の見直しを含めて、効率的な収集運搬の検討が必要となります。

振り返って、収集頻度を行政サービスの観点から見た場合、市民の利便性から言えば、その回数が多ければ多いほど望ましいものと言えます。しかし、我々が、ごみの分別や、ごみの有料化を通じて経験したことは、利便性が高いほどごみを減らすモチベーションに繋がらないということです。一人一日あたりのごみの排出量は削減の傾向にありますが、一方で武藏野市の人口は今後微増が見込まれており、それによりごみの総量が増加する恐れがあります。利便性への配慮という面では、本報告書で述べているように、行政収集、集団回収、店頭回収等の組合せを総合的に捉えることで、市民一人一人の減量行動につながるような、最適な収集頻度・分別区分を再び考える時期に来ています。収集頻度と分別区分の見直しにあたっては、市民の利便性と合わせて、収集運搬の効率性や合理性も含めて検討すべきものと考えます。

なお、収集頻度を減らしたとしても、収集車両の延べ台数が減らない限りはコストの削減には繋がりません。市内で収集した車両が往復する中間処理場までの距離等にも左右されますが、車両の延べ台数はごみ排出量を踏まえたものとなります。そのためにも、ごみ排出量の削減が必要となります。

6. 総合的な検討の必要性

これらの課題の解決に向けて、各主体の前向きな行動が、相互に補完しあいながら、互いに認め合い、ごみの減量・資源化行動に繋がるよう検討をする必要があると考えます。

＜コラム＞ 拡大生産者責任について

廃棄物に关心がある市民から、「拡大生産者責任」を理由として店頭回収の充実を訴える要望がある場合があります。しかし、この概念はあくまでも「生産者」に対して責任を求めるものです。現状においては、スーパー等の「小売業」は、容器包装リサイクル法に定められた負担をした上で、法的な責務を超えた自主的な取組みとして店頭回収を行っています。

店頭回収等を実施するスーパーは、容器包装リサイクル法に基づきその取り組みにより負担の控除がなされています。しかし、実際は取り組みにより軽減される金額を超える負担のもと店頭回収の取り組みが行われています。

拡大生産者責任

解説

生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方。具体的には、生産者が使用済み製品を回収、リサイクルまたは廃棄し、その費用も負担すること。OECD（経済協力開発機構）が提唱した。循環型社会形成推進基本法にもこの考え方を取り入れられている。

循環型社会形成推進基本法は、事業者の責務として、廃棄物の減量化、適正処理に加えて、製品や容器がリサイクル利用されやすいように、リサイクルの仕組みが整備されれば製品や容器を引き取りリサイクルすることを規定し、拡大生産者責任の考え方を導入している。容器包装リサイクル法（1995）、家電リサイクル法（1998）、自動車リサイクル法（2002）、資源有効利用促進法（1991）などに定められる事業者の製品の引き取りとリサイクル義務の規定は、代表的な事例である。

「EICネット環境用語集」より (<http://www.eic.or.jp/ecoterm/?act=view&serial=401>)

IV. 検討結果

1. 総括

当初、ごみ収集の在り方等検討委員会での主たる議論は、ごみ収集の在り方等を見直すことによる、環境負荷及びごみ処理費用の低減を目指したものでした。

しかし、議論を通じて明らかになってきたことは、これらは、ごみ発生量の低減によって果たされるものであるとのことでした。

また、店頭回収、新聞販売店の自主回収等、自主的な取り組みによってもごみの収集は支えられており、これらを肯定的に評価し、特定の主体に過度に負担を押し付けるのではなく、共に取り組みを進めていく重要性が確認されました。

2. 店頭回収及び新聞販売店の自主回収

行政収集を補完すると共に、環境に配慮し、かつ、市民の利便性に資する取り組みとして、事業を評価し、顕彰制度を創出する必要性が示されました。あわせて、事業採算性を踏まえ、必要な場合は支援策の創出し、今後拡大を図っていく必要性が示されました。

3. 集団回収

集団回収は、市民参加が可能な制度としての意義とともに、事業目的や補助金の在り方等大きな課題を有していることも明らかにされました。課題が非常に大きいため、市民や団体と課題を共有する中で、検討を行う重要性が示されました。

4. 行政収集

(1) 収集頻度及び分別

行政収集頻度や分別の在り方も議論となりました。このことについては、市民への行政サービスの適正な在り方の再検討とともに、将来のコスト増の可能性を見据えた収集効率性の向上を図る必要があるとの考え方方が示されました。

集団回収や店頭回収等、それぞれの主体が自主的であり、かつ行政収集を補完する取り組みを促進する中で、市民のごみ減量行動を促し、そして、資源ごみの行政収集頻度の削減を検討すべきではないかとの考え方方が示されました。

(2) 小型家電収集

売扱価格の低迷が課題であるため、社会状況の変化（売扱価格の改善）と費用対効果を踏まえ、中長期的な課題として、戸別収集の導入について検討を継続すべきとの考え方方が示されました。

小型家電等の資源化は不燃ごみ量を削減する効果があり、買取価格の上昇によっては、コストに見合った形での収集が可能性となるものです。収集の可能性を担保するためには、ストックヤードとして使える場所を確保する必要性があるとの考えが示されました。

(3) 有料化

資源ごみのうち、その他プラスチック容器の有料化の可能性についても検討されました。しかし、有料化による市民負担の増と、それに見合う減量効果が、有意なものと想定されなかったため、今後の研究課題とされました。

V. 見直しの方向性

1. 見直しの方向性

本委員会での検討を踏まえ、以下のとおり、行政収集等の見直しの方向性を提言するものです。

<見直しの方向性についての提言>

(1) 店頭回収及び新聞販売店の自主回収

行政収集を補完すると共に、環境に配慮した、市民の利便性に資する取り組みとして、事業を評価し、顕彰制度を創出する。あわせて、必要な場合は、支援策の創出し、実施店舗の拡大を図っていく。

(2) 集団回収

見直しについて検討を継続する。

現状の制度（従量制・定額単価）の見直しにあたっては、集団回収事業の事業目的等再確認する必要があると考えます。

一方で、集団回収制度は、課題はありながらも、多くの市民が参加可能な制度として有意な側面も有しています。多様な主体による取り組みを進める意味においては、制度を活かしながら、現状より良い形の事業となるよう見直しが必要です。

なお、どのような見直しをするかは大きな課題であるため、市民・団体との課題意識の共有が重要であると考えます。

(3) 行政収集

その他プラスチック以外の資源ごみの収集頻度については、隔週化を早期に実現する。なお、古紙等、品目を細分できるものについては、収集が合理的なものとなるよう見直しを行う。

小型家電の収集については、中長期的な課題として実施に向けた検討を継続する。

2. 今後の進め方

集団回収以外の制度の見直しは、事業者等への聞き取りを行いながら、具体的な見直しの詳細を検討するべきと考えます。

集団回収については、根本的な課題がありながらも、従来からごみ減量・資源化に高い意識を有し、有意な事業として参画している団体・個人も多いことから、それらの方々への十分な配慮が必要です。また、補助金を主たる運営資金としている団体も多く、見直しを行った場合の反響が非常に大きいと考えられます。そのため、見直しにあたっては、現状の集団回収制度が有する大きな課題を市民と共有しながら、より良い制度となるよう、引き続き検討を行うものとします。

VI. 市民会議委員及び活動内容

1. 武蔵野市ごみ収集の在り方等検討委員会 委員一覧(敬称略)

任期：平成 28 年 1 月 20 日～平成 29 年 3 月 31 日

区分	氏名	備考
学識経験者	田口 誠	【委員長】 成蹊大学経済学部教授 廃棄物に関する市民会議委員
市民団体	西上原 節子	【副委員長】 消費者運動連絡会推薦 廃棄物に関する市民会議委員
	花俣 延博	武蔵野市商店会連合会会长・同連合会推薦 廃棄物に関する市民会議委員
	能勢 方子	武蔵野市コミュニティ研究連絡会推薦 廃棄物に関する市民会議委員
	今木 仁恵	クリーンむさしのを推進する会推薦
市民	竹下 登	廃棄物に関する市民会議委員 前ごみ減量協議会委員
	白石 ケイ子	前ごみ減量協議会委員
	前田 美和子	前ごみ減量協議会委員（公募委員）
	阿部 迪子	廃棄物に関する市民会議委員（公募委員）
	迫田 洋平	廃棄物に関する市民会議委員（公募委員）
	岡内 歩美	廃棄物に関する市民会議委員（公募委員）
事業者	古川 浩二	株式会社いなげや 廃棄物に関する市民会議委員
	加藤 慎次郎	株式会社加藤商事常務取締役 廃棄物に関する市民会議委員
	濱中 洋子	セブンイレブン武蔵野関前 4 丁目店長 前ごみ減量協議会委員
	山本 信之	武蔵野市資源回収事業協同組合（準） 前ごみ減量協議会委員
	平岡 直樹	株式会社朝日新聞吉祥寺販売名聞社 代表取締役
行政	木村 浩	武蔵野市環境部参事 廃棄物に関する市民会議委員
	齋藤 尚志	武蔵野市環境部ごみ総合対策課長

2. 武藏野市ごみ収集の在り方等検討委員会の協議内容

回数	年 月	内 容
1	平成 28 年 1 月 20 日(水)	1. 委嘱式 2. 委員自己紹介 3. 委員長選出 4. 副委員長選出 5. 委員長・副委員長挨拶 6. 議事 (1) 会議運営基準について (2) ごみ収集の在り方等検討委員会の役割について (3) スケジュール(案)について (4) 武蔵野市のごみ処理の全体像について
2	平成 28 年 2 月 24 日(水)	1. 議事 (1) ごみ収集の在り方等を検討するにあたって (2) 行政収集の現状について (3) 集団回収について
3	平成 28 年 3 月 10 日(木)	1. 議事 (1) 前回会議要録の内容確認について (2) 店頭回収の現状について (3) 新聞販売店における自主回収の現状について (4) 小型家電リサイクルについて (5) 有料化による効果について
4	平成 28 年 4 月 25 日(月)	1. 議事 (1) 前回会議要録の内容確認について (2) 資料説明 (3) 課題の整理
5	平成 28 年 6 月 13 日(月)	1. 議事 (1) 前回会議要録の内容確認について (2) 今後のスケジュールについて (3) 総括的な課題の整理

回数	年 月	内 容
6	平成 28 年 8 月 26 日(金)	<p>1. 議事</p> <p>(1) 前回会議要録の内容確認について (2) 総括的な課題の整理</p>
7	平成 29 年 2 月 20 日(月)	<p>1. 議事</p> <p>(1) 前回会議要録の内容確認について (2) ごみ収集の在り方等についての課題 (3) 行政収集等の見直しの方向性について</p>
8	平成 29 年 3 月 23 日(木)	<p>1. 議事</p> <p>(1) 前回会議要録の内容確認について (2) ごみ収集の在り方等検討委員会報告書(案)について</p>
報告案答申（平成 29 年）		

**武蔵野市ごみ収集の在り方等検討委員会
報告書
(平成 27 年度～28 年度)**

平成 29 年 3 月発行

発行：武蔵野市環境部ごみ総合対策課
〒180-0012 東京都武蔵野市緑町 3 丁目 1 番 5 号
武蔵野クリーンセンター内
TEL 0422-60-1802 FAX 0422-51-9950
E メール : sec-gomitaikaku@city.musashino.lg.jp